

清瀬市と特定非営利法人スフィードとのスポーツの推進及び連携に関する協定

清瀬市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人スフィード（以下「乙」という。）の相互が緊密に連携・協力し、清瀬市の地域の活性化と市民の健康づくりに関する機運を醸成するため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に相互連携・協力し、それぞれの資源やノウハウを有効に活用し、サッカーをはじめとするスポーツの振興・発展を通じて活力ある地域を創出していくことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 女子サッカーの普及活動に関すること。
- (2) 児童・生徒向けの教室等の活動を通じ、子供の体力向上や健全育成に寄与する。
- (3) 甲は、乙に関する情報を市民に広く発信し、市民一丸となって乙の応援活動を行う。
- (4) 甲は、市民のスポーツ活動に支障のない範囲で、乙に練習拠点を提供する。
- (5) その他、両者が協議し必要と認めること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、事業の実施主体及び連携・協力主体の組み合わせは甲乙間で適宜調整するとともに、甲乙間での協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（事業の広報）

第4条 甲及び乙は、前条に基づく事業の実施に当たり、それぞれの広報媒体等を通じて積極的に広報するものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月末日までとし、協定継続について、甲及び乙は、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、協議を行うものとする。ただし、甲及び乙が、特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協定の解除)

第6条 甲及び乙のいずれかが、本協定の解除を申し出たときは、甲・乙協議の上、本協定の解除を行うものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第7条 甲及び乙は、反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。)と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

(3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が本条第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定外事項等の協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を所持する。

令和4年4月1日

甲 清瀬市中里5丁目842番地
清瀬市長職務代理者
清瀬市副市長 瀬谷 真

乙 世田谷区砧7-9-13グランシャリオ砧1F
特定非営利活動法人スフィード
理事長 稲田 能彦